

(仮称) ちば自然保育認証 制度の方向性について

第 1 回 千葉県自然保育認証制度検討会議 資料

令和 4 年 8 月 2 3 日 (火)

はじめに

- ▶ 千葉県では、令和5年度から、自然保育に積極的に取り組む保育所や幼稚園等を申請に基づき認証し、支援する制度を開始する予定です。
- ▶ この「方向性」は、千葉県における自然保育認証制度を創設するに当たり、制度の方向性を整理したものです。
- ▶ 具体的には、令和3年度に長野県庁の担当課や長野市内の保育所、千葉県内の自然保育実施団体、保育所等への視察やヒアリングを行うとともに、保育分野の有識者、保育所や幼稚園関係団体の皆様への意見聴取を行い、その結果を踏まえ、千葉県における自然保育認証制度を整理しました。
- ▶ 今後、この（仮称）ちば自然保育認証制度検討会議において、この「方向性」等について、議論いただきながら、具体的な制度内容を定めていきます。

(仮称) ちば自然保育認証制度の方向性 の内容

- ▶ 1 認証制度の在り方（目的・基本理念）
- ▶ 2 対象団体
- ▶ 3 名称
- ▶ 4 認証区分
- ▶ 5 認証基準
- ▶ 6 認証された団体への支援内容
- ▶ 7 審査体制
- ▶ 8 市町村との連携（役割分担・情報共有）
- ▶ 9 認証制度の推進等

1 認証制度の在り方（目的・基本理念）

- ▶ (1) 県が認証し支援することにより、自然保育の社会的認知度や信頼性・安全性の向上を図る。
- ▶ (2) 自然保育に特化した園だけではなく、広く一般の保育所等にも自然保育を積極的に取り組んでもらい、より多くの子どもたちが自然に触れられるようにする。
- ▶ (3) 要綱等に以下の事項を記載する。
 - ▶ ・ 子どもの「どのような能力」（例：想像力、忍耐力、物の性質を掴む能力等）を育てることを目指すかについて。
 - ▶ ・ 保育者の意識の変化、保育の質や安全性の向上も目的とすること。
 - ▶ ・ 「環境教育」や「SDG s の推進」にも有効であること。
- ▶ (4) 地域の活性化、魅力向上、移住定住の促進

2 対象団体

- ▶ 県内で活動する
 - ▶ (1) 幼稚園
 - ▶ (2) 保育所
 - ▶ (3) 認定こども園
 - ▶ (4) 認可外保育施設
 - ▶ (5) 認可外保育施設の届出のない団体

3 名称

▶ (案) ちば自然保育認証制度

なお、単に「自然保育」だとわかりにくいという意見があるため、要綱などにおいて、「自然を活用した幼児教育・保育」という文言を盛り込む。

- ▶ (参考) 先進県の名称
- ▶ 広島県：ひろしま自然保育認証制度
- ▶ 鳥取県：とっとり森・里山等自然保育認証制度
- ▶ 長野県：信州型自然保育認定制度（信州やまほいく）
- ▶ 滋賀県：しが自然保育認定制度

4 認証区分

「活動時間数」や「安全管理」等により、2つの認証区分を設定する。

▶ **(1) 認証区分の名称**

例：「特化型」「普及型」「一般型」「A型」「B型」等々

▶ **(2) 活動時間数**

「週5時間以上」及び「週15時間以上」を目安とする。

▶ **(3) 認証区分ごとに「認証基準」や「支援内容」を定める。**

▶ **(4) 認証期間を設ける。**

▶ (案1) 一律で5年間とする。

▶ (案2) 1回目の認証期間は3年間とし、2回目以降は5年間とする。

5 認証基準

- ▶ 先進県の認証基準も参考にしつつ、以下の項目について、基準を設ける。
- ▶ (1) 自然保育に係る活動時間数
- ▶ (2) 団体運営の安定性・透明性
- ▶ (3) 自然体験活動の質の確保（職員の配置を含む）
- ▶ (4) 安全管理
- ▶ (5) 地域との交流
- ▶ (6) 小学校との交流 等
- ▶ (7) 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等に倣った保育を努力義務とする。
- ▶ (8) 各園の特色を尊重しつつ、園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する内容を記載し、計画的に実施すること。

6 認証された団体への支援内容①

- ▶ (1) 認証申請書の作成を支援する。
- ▶ (2) 認証団体に認定書を交付する。
- ▶ (3) 認証団体を千葉県ホームページで紹介する。
(基本情報・公式HPへのリンク)
- ▶ (4) 県が主催する自然保育に関する研修会に参加できる。
- ▶ (5) 県が主催する認証された団体同士（これから認証を受けようとする団体も含む。）の交流・活動報告の場に参加できる。

(続く)

6 認証された団体への支援内容②

- ▶ (6) 国の補助事業も活用しながら、保育料無償化を受けていない利用者（3～5歳）への保育料の補助を行う。
（直接の支払い先は認証団体とする。）
- ▶ (7) 公的助成を受けていない団体に対し運営費を助成する。
- ▶ (8) 活動場所の整備、安全管理等に関する研修会の参加費用等、自然保育の実施に要する補助制度を設ける。
（補助額には上限を設ける。）
- ▶ (9) 認証団体から毎年、活動報告（利用者アンケートを含む）の提出を求め、好事例を千葉県ホームページで紹介し横展開を図る。

7 審査体制

- ▶ (1) 子育て支援課が認証基準に基づき審査を行う。
- ▶ (2) 幼稚園については、学事課（公立幼稚園は教育庁学習指導課）が受付・書類チェックを行い、その後、子育て支援課に審査を依頼する。
- ▶ (3) 「現地調査」を行うことを検討する。

8 市町村との連携（役割分担・情報共有）

- ▶（１） 申請手続き等、市町村に対して事務負担は求めない。
- ▶（２） 管内の保育所等が認証された旨を県から市町村へ通知する。

9 認証制度の推進等

- ▶ (1) 認証団体数目標値を設定し、計画的に増加を図る。

【目標値】

例 1 : 制度創設後○年間で○団体の認証

例 2 : 全市町村に最低 1 団体は認証団体

- ▶ (2) (仮称) 「自然保育普及推進員※」が県内の保育所等を訪問し、制度の周知や普及を行うとともに、認証審査、認証後のフォローを行う。

※ 子育て支援課に保育所の園長経験者等を 2 名程度配置する。
なお、人選については教育庁の協力を得る。